

○別に定める特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件（平成十九年総務省告示第三六八号）の一部を改正する告示案 新旧
対照表
(傍線部分が変更箇所)

		改正案		現行	
一・二 (略)		一・二 (略)		一・二 (略)	
帯域外領域及びス プリアス領域の境 界の周波数	搬送波から (±) kHz	帯域外領域における スプリアス発射の強 度の許容値	スプリアス領域にお ける不要発射の強度 の許容値	帯域外領域における スプリアス発射の強 度の許容値	スプリアス領域にお ける不要発射の強度 の許容値
三一四二・九三MHzを超 え一四二・九九MHz以 下の周波数の電波を使 用する無線局の無線設備	ト以下又は基本周波 数の平均電力より四 〇デシベル低い値。 ただし、送信空中線 の絶対利得が〇デシ ベル以下の場合にあ つては、等価等方輻 射電力で二・五マイ クロワット以下又は 基本周波数の平均電 力より四〇デシベル 送波電力より四三デ	二・五マイクロワッ ト以下又は基本周波 数の平均電力より四 〇デシベル低い値。 ただし、送信空中線 の絶対利得が〇デシ ベル以下の場合にあ つては、等価等方輻 射電力で二・五マイ クロワット以下又は 基本周波数の搬送 波電力より四三デ	二・五マイクロワッ ト以下又は基本周波 数の搬送波電力より 四三デシベル低い 値。ただし、送信空 中線の絶対利得が〇 デシベル以下の場合 にあつては、等価等 方輻射電力で二・五 マイクロワット以下 又は基本周波数の搬 送波電力より四三デ	二・五マイクロワッ ト以下又は基本周波 数の搬送波電力より 四三デシベル低い 値。ただし、送信空 中線の絶対利得が〇 デシベル以下の場合 にあつては、等価等 方輻射電力で二・五 マイクロワット以下 又は基本周波数の搬 送波電力より四三デ	二・五マイクロワッ ト以下又は基本周波 数の搬送波電力より 四三デシベル低い 値。ただし、送信空 中線の絶対利得が〇 デシベル以下の場合 にあつては、等価等 方輻射電力で二・五 マイクロワット以下 又は基本周波数の搬 送波電力より四三デ

注
(略)

低い値

シベル低い値

注
(略)